

令和3年第1回大多喜町議会定例会

4月会議会議録

令和3年 4月21日 開会

令和3年 4月21日 散会

大多喜町議会

令和三年 第一回定例会〔四月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔四月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔四月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔四月会議〕

大多喜町議会議録

令和3年第1回大多喜町議会定例会4月会議会議録目次

第1号（4月21日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
報告第1号の上程、報告	4
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
休会について	19
散会の宣告	19
署名議員	21

第 1 回大多喜町議会定例会 4 月会議

(第 1 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会4月会議会議録

令和3年4月21日(水)

午後 2時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
商工観光課長	渡邊陽二君	教育課長	小高一哉君
生涯学習課長	米本敏克君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認について

日程第 4 議案第 33 号 令和 3 年度大多喜町一般会計補正予算 (第 1 号)

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和3年第1回議会定例会4月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして誠に苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日、4月21日は休会の日ですが、議事の都合により、令和3年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより4月会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和3年第1回議会定例会4月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第1回議会定例会4月会議を招集いたしましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと思います。

現在、国はまん延防止等重点措置の適用範囲の自治体を拡大をしており、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、また、変異株の脅威にも対応しているところではありますが、依然不透明な先の見通せない社会状況が続いております。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策、また、ワクチン接種対策事業などを全庁を挙げて進めているところで、ワクチン接種については、5月のゴールデンウィーク明けに高齢者施設に入所されている方から開始し、続いて、希望のあった町内の高齢者約3,000人のうち、80歳以上の方から順次対応してまいりたいと存じますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、本日の会議事件でございますが、専決処分の報告が1件、専決処分の承認が1件、そして新型コロナウイルス感染症緊急対策などに係る一般会計補正予算の議案を提出させて

いただいておりますので、各議案とも十分ご審議いただき、可決くださいますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から3月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、4月会議につきましては、審議期間は本日1日とします。

お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

6番 吉野 僖一 君

7番 山田 久子 君

を指名します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案つづり1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

2ページをお開きください。

大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例の一部を改正する必要があるため、令和3年3月31日専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

改正の内容といたしましては、個人住民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の範囲の見直しに伴う所要の改正、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書の電磁的方法による提出を可能にする所要の改正、固定資産に関する各種特例の適用期限の延長等、軽自動車税の環境性能割の均等割の適用期限及び車種別割の税率の特例の適用期限の延長等及び改正に伴う項ずれに対応するものが主なものとなっています。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただき、要点の説明とさせていただきます。

2ページの中段でございます。

第1条 大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

「第24条第2項中」以下につきましては、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割の非課税限度額の基準の判定に用いる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国内非居住者で、留学により国内に住所等を有しなくなった者や障害者等に該当しない者が除外されたことに対応するものでございます。

次の「第36条の3の2第4項中」以下につきましては、給与所得者の扶養控除申告書の電磁的方法による提出に係る税務署長の承認の廃止をするものでございます。

次の「第36条の3の3第1項中」以下につきましては、公的年金等受給者の扶養親族の対象者及び扶養親族申告書の電磁的方法による提出に係る税務署長の承認の廃止をするものでございます。

次の「第53条の8第1項第1号中」から2行下の「第53条の9に次の2項を加える」の改正につきましては、退職所得申告書の電磁的方法による提出を可能とするための退職手当申告書の定義の整備及び所要の改正を行うものでございます。

次は、3ページの上から9行目になります。

「第81条の4第1項及び第2号中」以下につきましては、軽自動車税の環境性能割の燃費性能に関する要件の見直しに伴う読替規定の整備による改正でございます。

次の「附則第5条第1項中」以下につきましては、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税所得割の非課税限度額の基準の判定に用いる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国内非居住者で、留学により国内に住所を有しなくなった者や障害者等に該当しない者が除外されたことに対応するものでございます。

次の「附則第6条中」以下につきましては、薬局等で指定された医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を5年延長するものでございます。

次の「附則第10条の2第3項を削り」から、4ページの下から11行目までにつきましては、雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止に伴い、附則第10条の2第3項が削られたこと及びそれに伴う項ずれ等の対応を行うものでございます。

次の「附則第10条の4第2項中」以下から、6ページの上から14行目までにつきましては、熊本地震に係る被災住宅用地等に係る固定資産税の特例措置の適用期限の延長の改正及び平成30年7月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税の特例措置を受けようとする者がすべき申告等の方法について規定が整備されたものに対応するものでございます。

次は、6ページ15行目「附則第11条の見出し中」以下から、7ページ上から12行目までにつきましては、土地の価格の特例、宅地等及び農地に係る固定資産税の特例、特別土地保有税の課税の特例などの適用期限の延長等に対応するものでございます。

次の「附則第15条の2中」以下及び2行下の「附則第15条の2の2第2項中」以下につきましては、軽自動車税の環境性能割の燃費性能に関する要件の見直しに伴う読替規定の整備及び環境性能割の非課税の適用期限を9か月延長することに対応するものでございます。

次の「附則第16条第1項中」以下から、8ページの下から7行目までにつきましては、軽自動車税種別割の税率の特例の対象車種を、営業用軽自動車で乗用のものに限り特例の適用期限を2年延長すること及び改正に伴う項ずれに対応するものでございます。

次の「附則第22条第2項中」以下につきましては、東日本大震災による被災住宅用地等に係る固定資産税等の特例措置の適用期限を5年延長することに対応するものでございます。

次は、1行下の「附則第26条の次に1項を加える」以下につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用期限の延長等に対応するものでございます。

9ページをご覧ください。

2条の改正でございます。

上から5行目の第2条のうち、「大多喜町税条例第20条の改正規定中」以下につきましては、年割の年当たりの割合の基礎となる日数の改正規定の項ずれの対応、9行目の「第48条第1項中」から、3枚めくっていただきまして、15ページの下から10行目、附則の前までにつきましては、法人町民税の申告納付に係る規定に、通算法人の税額控除の取扱い、通算法人が合併、解散等をした場合の読替規定の整備、条例の改正に伴う項ずれ、その他所要の改正に対応するものであります。

次に、15ページの下から9行目の附則から17ページの最後までは、施行期日及び経過措置を定めたものでございます。

以上で、大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第1号 専決処分の報告について終わります。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案つづり19ページをお開きください。

承認第2号 専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

20ページをお開きください。

大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効となり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布、令和3年4月1日に施行されていることとなったことから、過疎地域自立促進特別措置法を引用している大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する必要が生じたため、令和3年3月31日専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますが、第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に、「法第30条」を「法第23条」に」の部分は、新しい法律名への変更及び法律の引用する条のずれを改正するものでございます。

次の「又は旅館業」を「、旅館業」に改め、「以下同じ。）」の次に「又は情報サービス業等」を加え」の部分は、固定資産税の減免の対象となる業種に、情報サービス業等が新たに追加されたことに伴う改正を行うものでございます。

次の「設備を新設し、又は増設した」を「設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした」に改める」の部分は、これまで対象となった設備投資が新設または増設のみであったものを、新しい法律では取得または製作もしくは建設とし、建物及びその附属設備については、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含むものとしたことによる改正でございます。

次の第2条の改正につきましては、法律の引用する条ずれ及び引用する省令の改正を行うものでございます。

次の第3条の改正につきましては、第1条の改正で説明したとおりで、対象となる設備投資の内容が改正されたことによるものでございます。

次の第5条の改正につきましても、第1条の改正で説明したとおりで、減免の対象となる業種に情報サービス業等が新たに追加されたことによる改正でございます。

次の附則第2項の改正は、条例の失効期限を令和6年3月31日に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を規定しております。

以上で、大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、今回のこの条例改正は上位法の改正に伴ってということ

でご説明がありました。改めてお伺いするんですけれども、大多喜町のこの税条例の一部改正においては、町独自の部分としての改正というものは含まれているのかどうか。

それから、新しく情報サービス業というのが含まれるようになってきていると思いますけれども、この情報サービス業というのは、捉え方によっては大変広い範囲になってくると思います。この課税の免除の部分では、情報サービス業はどのように判断をしていくのか、その判断基準を教えてくださいと思います。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 最初に、町独自の改正があったかどうかというところがございますけれども、今回の改正につきましては、上位の法律の改正に合わせて町の条例のほうを改正しております、独自の部分についてはございません。

それから、新たに加わりました情報サービス業につきましてなんですけれども、まず、どういうところが対象になるかというところで、国のほうで示している内容につきましては、今回の情報サービス業等というところは、まず1つ目としてそのまま情報サービス業というところがございます。これについては、例えばソフトウェアの開発、情報処理サービス、情報提供サービス等、IT関連の業種というふうに町のほうでは考えております。

続いて、有線放送業、それからインターネット付随サービス業。このインターネット付随サービス業につきましては、例えばウェブ情報検索サービスですとか、電子掲示板、ブログサービス、SNSの運営業、ウェブコンテンツの配信料とか、そういうものがインターネット付随サービスというふうになっているようでございます。

次に、情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利もしくは役務に関する説明、もしくは相談または商品もしくは権利の売買契約、もしくは役務を有償で提供する契約についての申込みの受付、もしくは締結、もしくはこれらの契約の申込み、もしくは締結の勧誘の事業というような規定があるんですけれども、ちょっとこれはどういう内容なのかというところで、この辺については多分インターネットの販売ですとか、テレビ等でやる販売とか、そういうものも含まれてくるのかなというふうに考えています。

あとは、同じく情報通信の技術を利用し、新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査業務とされておりまして、これは多分インターネットとか、そういうところで行うアンケートによる市場調査ですとか、世論調査とか、そういうものが該当するのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。ちょっとなかなか難しいなという感じもしましたけれども、今の時代に合ったところの事業になってきているのかなと感じました。

次に1点お伺いしたいのは、これは税改正ではあるんですけども、今のコロナ禍等もいろいろなところで新しい生活様式であるとか、観光行政という形がもう必要になってきているかと思います。

その中で、今回のこの条例改正の中には設備であるですとか、建物の改修というものが新しく盛り込まれるようになったように思っております。場合によっては、この制度があるんならちょっと旅館を少し今風に変えようかとか、そういうふうを考えられる方も中にはいらっしゃるのではないかなと思うんですけども、この税改正になったということの周知というのはどのような形で行っていくのか、その辺をお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） この税改正の周知ということでございますが、今後広報ですとか、ホームページとか、そういうところ、また何かいろいろな会議を通じて周知ができればなというふうに考えています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

（「はい」の声あり）

○議長（麻生 勇君） これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 次に、日程第4、議案第33号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第33号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案つづり23ページをお開きください。

令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,861万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,761万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、次に事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきますので、3枚めくって28、29ページをお開きください。

2、歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,130万円の増額補正は、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時交付金の増額でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目5ふるさと創生基金繰入金26万3,000円の増額補正は、泉水区の集会施設建て替えに係るコミュニティ育成事業補助金へ充当するもので、一般財団法人自治総合センターの令和3年度助成事業の決定によるものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金265万1,000円の増額補正は、収支の均衡を図るために前年度繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入1,440万円の増額補正は、泉水区の集会施設建て替えに係る一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、次のページをお開きください。

3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費28万4,000円の増額補正は、役場本庁舎の配置替えによるテーブルや椅子などの購入でございます。

目8諸費4,833万円の増額補正は、右のページの説明欄にあるコミュニティ育成事業は、

泉水区の集会施設建て替えに対する補助金などで、助成事業補助金は一般財団法人自治総合センターの助成事業で、育成事業補助金は泉水区の集会施設建て替えに対する町の補助金でございます。

その次の新型コロナウイルス感染症緊急対策－感染拡大防止対策は、需用費の光熱水費はワクチン接種会場のエアコンの電気料、委託料の設計業務は中央公民館、図書館、大多喜城の下の駐車場、新丁の忠勝公園のトイレの改修工事に係る設計などでございます。工事請負費は町内の観光施設などのトイレの改修工事と、新型コロナウイルスワクチン接種会場のエアコン設置に係る電気設備工事でございます。備品購入費はワクチン接種会場に設置するエアコンの購入費でございます。

次の負担金補助及び交付金の学校行事支援補助金は、6月に予定されている大多喜中学校の修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった場合の保護者負担に対する支援でございます。

以上で、議案第33号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ページ31ページの新型コロナウイルス感染症緊急対策－感染拡大防止対策の件について質問させていただきます。

先ほど、委託料で設計業務委託料はどこの場所だという詳しい説明がありました。トイレ改修もやっていくんだという説明がありました。

しかし、まだまだ町内には感染防止対策として改修しなければならないトイレが数多くあると認識しています。それも同時にやるのが、徹底した感染防止対策になると思っています。

例えば観光関係でも、まだほかにもあるんじゃないかな。あと、商業施設でもまだあると思います。あと、事務所とか、集会場なども改修の必要があると思います。そのほかのトイレの改修に対してはどのような計画を持ち、どのような方針で臨むのか。感染症防止対策は全てやっていく必要があると思います。

当然、予算内もあるでしょうけれども、積極的に行うべきだと思います。そのほかのトイレ

改修の計画と実施時期等は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問についてお答えします。

今回改修の対象にいたしました場所につきましては、町内の9か所の公衆トイレを対象にし、改修の予定をしております。今回の9か所についての公衆トイレは、町内の全ての公衆トイレについての内容となっておりますので、そのほかの公衆トイレは現在のところございません。

また、そのほかの施設の改修につきましては、今後商工会等と協議しまして、そういった施設があるかどうかをまず調査した上で、その改修を対象にするかを協議しまして、改修の要綱等を制度設計した上でまた協議し、改修に臨めればと考えております。

現在の工期の予定でございますけれども、まず入札案件の工事につきましては、設計入札を5月に行いまして、9月以降の入札を行い、3月中の完成を目指したいと考えております。

それ以外の工事につきましては、6月末の契約を行い、本年12月までに工事のほうを完成したいと考えております。

以上です。

（「観光関係以外のトイレの改修の件は。観光関係は今聞きましたので、それ以外の」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 根本君、発言は手を挙げて。全然、手挙げていないから。

（「最初に質問した内容に答えていないんで、すみません。ちょっと3回聞くと、ここで2回目になっちゃいますよね。手を挙げてしまったら」の声あり）

○議長（麻生 勇君） いずれにしても、個人で話すような格好になっちゃうから。

（「分かりました」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 手を挙げてやってください。

○5番（根本年生君） じゃ、すみません、観光関係は詳しい説明が今ございました。今後、制度設計を構えて、いろいろな面で商工会さんとか、いろんなところと協議して進めていきたいと。よろしくお願ひしたい限りでございます。

観光関係以外にも、トイレの改修をしなければいけない、必要とする、感染防止対策としてですね。やらなきゃいけないことがあると思います。それがなぜ今回含まれていないのか。

含まれていないとしたら、今後どのように考えてやっていくのか、計画と今後の内容を教

えてくださいと質問しています。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど課長がお答えしたのは、町の観光の関係の全てが、1か所だけちょっとそれは保留になっておりますけれども、それ以外は全て入っておりますので、あとは民間の部分ですね。それはさっき課長がお答えしたのは、商工会とちょっとまた協議をして調査をしてからというお話になるんですが、今回上げる予定だったんですが、これが伸びたのは、いわゆる国の方針が今度はそういうところにも何か予算を出すような方向が出ましたので、その辺の何か整合というんですかね、どこまでそれがやるのかというのが実は明快な説明がうちのほうにも、商工会のほうからありませんでしたので、ちょっとその辺を調整した上でやるということで、今回は出しておりません。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ですから、観光関係とか、商工会関係の話は重々今説明を受けたので分かりました。私が言っているのは、感染症対策であれば、まだやらなきゃいけないトイレ改修の箇所はほかの関係でもあるんじゃないかならうかと思っています。だから、それが今回なぜ含まれていないのか。

含まれていないとしたら、今後の計画とか、今後どのように進めていくかという方針がありましたらお聞かせくださいと言っています。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ほかの施設ということで、公共施設で観光関係であったり、不特定多数の大多喜町に訪れる方が利用されるような施設のトイレについては、今回予算のほうを計上させていただきました。

また、役場の庁舎であったり、町施設で出張所であったり、農村コミュニティーセンターであったり、そういった施設につきましては、消毒液とか、そういったものがあって、今現在不特定多数の方が、ましてや大多喜町に訪れる町外の方が多く使われるというようなところではないということと、あと、消毒のほうで対応ができているということで今回補正のほうでは計上してございません。

今後の予定についても、今のところ先ほど町長がおっしゃったように、どのような国のほうも支援方針になるのかということが未確定なために、今現在予定のほうはしていないというところがございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） エアコン設置の件でお聞きしますけれども、多分この前課長に話聞いたら、注射をやるときの控室のどうのこうのという話を聞きましたけれども、まずスポット的な考えでいきますと、永久的にそこに設置するわけじゃないと思うんですよ、恒久的に。まず、リースは考えたんでしょうか。まず、リース。

それと、先ほど来、商工観光課長から答弁、町長もありましたけれども、この国から来た感染症交付金というのは、あくまでも地域の経済とか、そういう困っているところに補助交付金を出してきているんじゃないかと。また、以前の、前回みたいな学童の建物と、町のすごい勝手に使っているんじゃないかと。

私はまず、今一番疲弊している町の食料品、食堂とか、ああいう関係の人が一番疲弊している中で、町の事業をこれに使って充当しちゃっていいのか、非常に不思議に思うところはあるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、リースを考えたのかということなんですけれども、導入を想定している大きさ程度のリースを考えたときに、約4か月や5か月もリースすると購入したのと同じ、あるいは高くなってしまうということで、購入のほうが今後接種が長引いてしまった場合等についても対応できるということで、購入で対応したいと考えました。

あと、こちらの交付金、このエアコンについては、まだ接種体制整備補助金、こちらのほうもこの3年度で今後出てくるかと思いますので、その場合にはそちらのほうへ組替え等で、そちらの補助金を活用するという事も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） もう1問あったよ、質問ね。

○議長（麻生 勇君） 何だっけ。

○3 番（野村賢一君） 学童保育だよ。

○議長（麻生 勇君） 学童保育の。

○3 番（野村賢一君） 駐車場にこのお金使っているのか分からないから。町の人にそんなこと報告できないから。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまお話のありました、飲食店等の皆さんがコロナによって

影響を受けているというご質問でございます。

確かに現在、時短要請であるとか、そういったものに観光客も大分いらっしゃっていないような状況で、町内の方たちも夜遅くまで飲食するような機会が少なくなっている。現在、その中では町のほうとしてもその飲食店等の方々を、事業継続に対しての支援というのも、現在内容については検討して、今後新たな制度設計によって対応していくようなことで、今後その内容につままして確定しましたら、新たに議会のほうで補正予算によって対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） エアコンのリースの件は、私とあんたの見解が違う。10年間、そのぐらいのリースだと、新規に入れたほうは安くなる。3年から5年ぐらいだったら、もちろんリースのほうが安い。これは私が調べた結果なんです。

これで、この感染症は多分3年もかからないと思いますね、ワクチンが始まれば。もしこれは町でこの交付金を使って設置した場合、あそこから今度はどこかへ移動しなきゃいけないでしょう、次は。工事代もまたかかりますよね。

そのことで今、私質問したつもりなんですけれども、それと企画課長が答弁してくれましたけれども、全くニュアンスが違います、私と。

私が聞いたのは、この交付金を駐車場とか、その建設費用に使っていいのかと。町の一般財源であるべき仕事ではないですかということ、常々考えているのは。それで今、町の食堂が疲弊しているのは、大変なんですよ。どこへ行ってもお客いない、店も。そちらのほうに補助金を出すのは、今の町がやる仕事じゃないでしょうかと思って私は質問しました。

ちょっと私の質問とあんたの答弁はニュアンスが違うんですけれども、答弁願います。

○議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 最初にリースの関係でございますけれども、B&Gの体育館をワクチン接種会場として使用するということで、やはり先ほど言われたように、何年間かかければリースのほうが安いというお話もございますけれども、B&Gの体育館自体を……

（「副町長、恐縮ですけれども、もう少し声。それとマスクを取ってください」の声あり）

○副町長（西郡栄一君） すみません。じゃ、ちょっと外させていただいてよろしいでしょうか。

ワクチン接種会場がなかなかないということで、今回はB & Gの体育館を活用させていただくということで、今年いっぱいひよっとすると、かかるんじゃないかというふうにも言われております。

ただ、B & Gの海洋センターにずっと設置するには会場がちょっと狭過ぎて、体育を現実的に実施をしようとしたときには、物すごく邪魔になってくる設備でございます。

ですから、今回のあくまでもこのワクチン接種を安全に、そして円滑に実施するというような観点から考えると、できればこのワクチン接種が終わった後にお返しするなり、あるいはほかのところで有効に活用するなりするような形を今、町としては考えているところでございます。

このままずっと設置しておく、海洋センター自体が体育館として使用したときに、やはりけがする可能性も出てくるということで、その辺を今、町のほうでもこれからどういう形で設置していくかというものを十分に考えていかなければいけないというふうに考えております。

それと、もう1点の食堂の関係でございますけれども、食堂も確かに疲弊しているというふうに思います。今回のこの補助金の扱いなんですけれども、まさに国が目の届かない細かなところに対する補助ということでも使用することはできますし、あるいは町が抱えている将来的なSDGsに向かって、どういう形でやるかということでも活用ができるというふうに、非常に幅広い補助金となっております。

本来、減収したものについては、国や県の制度というものが最優先されますので、それと重複するものについては、市町村として補助金は適切ではないというふうに言われております。ですから、食堂とか疲弊しているのも、十分承知はしているところでございますけれども、国・県の方針が決まってから、町がどのような対応していくかというものをまた再度ここでは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 確かに今、副町長から答弁をいただきましたから、町にとっても大変必要なこれは事業だと思っています。また、町民のためにも必要なことだと。

しかし、今私が言いたいことは、感染症で本当に今は町の町民もどこも出られない、ストレスがたまっている中で、町の一般財源で普通やるべきものがこうやって来る、国から来る交付金を使って、町のそれなりに必要な事業にやっていいのかと、非常に私としてはもうグ

レーな気持ちになっています。

できれば一番使い勝手がいいのは、やっぱり執行部の皆さんの考え、誠にここに出ていると思います。しかしながら、必要なものは必要として私も認めます。しかし、もう少し現在置かれている町民などの立場のことも考えて、これからも少しいろいろ考えてくれればありがたいなと思います。

答弁はいいです。すみません。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） 収入で国庫支出金3,130万、これは第3次の国からの補助金ですか。お伺いします。確認です。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまご質問のありました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,130万円でございますけれども、こちらは昨年度、国の3次補正によって町に配分された交付金の一部でございます。

○議長（麻生 勇君） 6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） これ、一部ということは、初めの3億2,629万9,000円の中の3,130万ということですか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） その昨年度の1次、2次分ではなく、3次補正として来ます、内示されております1億1,930万5,000円の一部でございます。

○議長（麻生 勇君） 6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） それで、先ほどから野村議員からも大多喜小学校の学童保育の件ですか。それが入札をやって、何かみんな辞退されたということなんですけれども、その辺は今後どうするんですか。

○議長（麻生 勇君） 吉野君に申しますけれども、違う議題だと思いますので、後で直接なりなんなり聞いてください。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(麻生 勇君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日22日から6月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、明日22日から6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(麻生 勇君) 本日はこれをもって散会とします。

ご苦勞さまでした。

(午後 2時55分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 山 田 久 子